特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
土浦市は，住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
土浦市長

公表日
令和5年2月6日

［平成30年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行う。 ・住民記録の業務は，窓口における住民異動届の受付審査，異動内容の記録，附票通知(19条1，3，4項通知)の処理，法務省通知に分けられており，住民異動届を記録した内容により住民票，転出証明書等の作成，交付を行う。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の生成依頼及び本人確認情報を通知する。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先情報を送付する。 ・中間サーバーへ住民票に関する情報を送付する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民記録システム
②システムの機能	1．異動処理機能 　住民基本台帳法に定められた届出に関する住民票の異動や職権による異動及び住民票の管理をする 2．発行・統計機能 　住民票等の発行，統計資料作成に係る住民基本台帳法に基づく事務処理を行う 3．連携機能 　国民健康保険，介護保険，国民年金，後期高齢者医療等の住民票記載項目について，庁内業務システムと連携して画面表示や帳票への出力を行う 　庁内事務で使用する住民宛名項目及び個人番号を，宛名管理システムに連携する 　住民基本台帳ネットワークシステムと，定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う 　在留カード等発行システムと，定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う 　住民票の記載等に応じて，附票情報等を戸籍情報システムに連携する
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 在留カード等発行システム，申請管理システム　）

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1．本人確認情報の更新 ：既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に，当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し，都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2．本人確認 ：特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際，窓口における本人確認のため，提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い，確認結果を画面上に表示する。 3．個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に，転出証明書情報をCSを通じて受け取り，その者に係る転入の届出を受け付けた際に，個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は，受け取った転出証明書情報を消去する。）。 4．本人確認情報検索 ：統合端末において入力された4情報（氏名，住所，性別，生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い，検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5．機構への情報照会 ：全国サーバに対して住民票コード，個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い，該当する個人の本人確認情報を受領する。 6．本人確認情報整合 ：本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため，都道府県サーバ及び全国サーバに対し，整合性確認用本人確認情報を提供する。 7．送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において，住民に対して番号通知書類(通知カード，個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため，既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し，当該情報を，機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8．個人番号カード管理システムとの情報連携 ：機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し，個人番号カードの交付，廃止，回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1．符号管理機能 　符号管理機能は情報照会，情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と，情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け，その情報を保管・管理する 2．情報照会機能 　情報照会機能は，情報提供ネットワークシステムを介して，特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う 3．情報提供機能 　情報提供機能は，情報提供ネットワークシステムを介して，情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う 4．既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム，宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容，情報提供内容，特定個人情報（連携対象），符号取得のための情報とうについて連携する 5．情報提供等記録管理機能 　特定個人情報（連携対象）の照会，又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し，管理する 6．情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として，保持・管理する 7．データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会，情報提供，符号取得のための情報等について連携する 8．セキュリティ管理機能 9．職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う 10．システム管理機能 　バッチ処理の状況管理，業務統計情報の集計，稼働状態の通知，保管切れ情報の削除を行う
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	在留カード等発行システム
②システムの機能	1．通知機能 　市町村通知作成機能 　法務省通知取込機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書交付機能 住民票等の発行，料金徴収機能 利用者カード認証機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　[　　] 税務システム [○] その他　（ 申請管理システム　）

システム7	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1. 申請データの取り込み機能 連携サーバから申請データを取り込む機能 2. 申請内容照会機能 申請情報の手続き毎の項目等、詳細情報を確認できる機能 3. 申請処理状況更新機能 申請情報の一覧表示を行い、処理状況と自治体コメントを一括で更新する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　[　　] 税務システム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能　）

3. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル　2. 本人確認情報ファイル　3. 送付先情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項）

	・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，27，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，66，67，70，74，77，80，84，85の2，89，91，92，94，96，97，101，102，103，105，106，107，108，111，112，113，114，116，117，120項），番号法第9条第2項に基づく条例
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長	市民課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名		
1．住民基本台帳ファイル		
2．基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていた者で，転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。
	その必要性	1．住民票関係情報の提供または移転を行う必要がある。 2．住民に関する記録の適正な管理を図るため，住民に関する記録を正確かつ統一的に行い，住民の利便性を増進する必要がある。 3．住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行う必要がある。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　　[○] 個人番号対応符号　　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　　[　　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　　] 国税関係情報　　[　　] 地方税関係情報　　[　　] 健康・医療関係情報 [　　] 医療保険関係情報　　[　　] 児童福祉・子育て関係情報　　[　　] 障害者福祉関係情報 [　　] 生活保護・社会福祉関係情報　　[　　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　　] 雇用・労働関係情報　　[　　] 年金関係情報　　[　　] 学校・教育関係情報 [　　] 災害関係情報 [　　] その他　（　　）
	その妥当性	個人番号：住民票記載項目管理のために保有 その他識別情報：対象者を正確に把握するために保有 4情報：住民票記載項目管理のために保有 その他住民票関係情報：住民票記載項目管理のために保有 ※住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として，住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号，4情報，住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月予定
⑥事務担当部署		市民生活部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて地方公共団体情報システム機構から入手 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて他市町村から入手 ） [ ] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 在留カード等発行システムを通じて法務省より入手 ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム，サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		住民基本台帳の管理及び住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため，本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し，住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民課，上大津支所，神立出張所，南支所，新治支所，都和支所
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		Ⅰ．住民票異動事務 異動届出の審査を行い，住民票の記載，消除又は記載の修正を行う Ⅱ．証明交付事務 請求に基づき，本人確認を行い個人番号を記載した住民票の交付を行う 転出先市区町村に提出する転出証明書に，個人番号を記載する Ⅲ．住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報を送信する 転出証明書情報を送信する 個人番号の取得，符号の取得要求を行う 通知カード送付先情報を送信する Ⅳ．情報提供ネットワークシステム連携 住民票関係情報の送信 Ⅴ．庁内関係各課への情報提供 番号法で定められた事務において，本人確認により状況把握が必要となった際に情報提供を行う
	情報の突合	（1）通知カード，個人番号カード等により，正確な本人確認を行う【上記Ⅰ，Ⅱ】 （2）住民票コードにより，正確な記録を行う【上記Ⅲ】 （3）その他識別情報により，対象者を正確に把握する【上記Ⅳ，Ⅴ】
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		システムの運用
①委託内容		磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		遠隔地保管
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から，再委託の必要性，再委託先の委託管理方法，再委託先の名称，代表者及び所在地，再委託する業務内容，再委託する業務に含まれる情報の種類，再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け，許諾を判断している
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 57 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の4項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の8項
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定，養育里親の登録又は障害児入所給付費，高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の9項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の11項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の16項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の18項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の20項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の23項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の27項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の30項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の31項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の34項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の35項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の37項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の38項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の39項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち，さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており，データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は，サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され，バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

提供先21	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の40項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の42項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先23	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の48項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給，保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の53項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の54項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の57項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の58項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の59項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先29	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の61項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先30	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の62項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の66項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の67項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の70項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の74項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先35	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の77項
②提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先36	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の80項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先37	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の84項
②提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先38	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第2の85の2項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先39	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の89項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先40	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の91項
②提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の92項
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先42	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の94項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先43	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の96項
②提供先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の97項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の101項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先46	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の102項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先47	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の103項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先48	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の105項
②提供先における用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先49	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の106項
②提供先における用途	□ 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先50	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の107項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先51	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の108項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の111項
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先53	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の112項
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先54	文部科学大臣，都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の113項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先55	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の114項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先56	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の116項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先57	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の117項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（ 庁内連携システム　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先58	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2の120項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先59	土浦市教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [　] その他　（　）

	[　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先60	土浦市教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民，除票（死亡を除く）となった住民
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [○] その他　（ 庁内連携システム　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

c

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
2. 本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で，転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため，本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し，住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	・個人番号，4情報，その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として，住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号，4情報，住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月予定
⑥事務担当部署		市民生活部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 住民記録システム　　）
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため，本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し，住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民生活部 市民課
	使用者数	[　100人以上500人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合，既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)，受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し，当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する（市町村CS→都道府県サーバ）。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し，画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS）。 ・4情報（氏名，住所，性別，生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため，都道府県サーバ及び全国サーバに対し，整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ）。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に，受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを，住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に，提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを，住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月予定
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　委託しない　]　＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　　）件

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し，機構に通知する。 ・住基法に基づいて，本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード，氏名，生年月日，性別，住所，個人番号，異動事由，異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において，本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度，随時。
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために，本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード，氏名，生年月日，性別，住所，個人番号，異動事由，異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）。

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	入退室に対する厳重なセキュリティ，システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。

7. 備考

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
3. 送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
	その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき，個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また，通知カード所有者にあっては，個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は，個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき，これらの事務を実施する。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　]　＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報　)
	その妥当性	・個人番号，4情報，その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として，法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し，個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷，送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために，個人番号カードの券面記載事項のほか，個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月予定
⑥事務担当部署		市民生活部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　　）
③使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷，送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し，個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民生活部 市民課
	使用者数	[　100人以上500人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満　3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満　5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し，個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて行う機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため，機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　委託しない　] ＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　　）件

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき委任を受け，個人番号通知書及び交付申請書を印刷し，送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は，新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室に対する厳重なセキュリティ，システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

特定個人情報ファイル記録項目

【１．住民基本台帳ファイル】

１．処理番号、２．世帯番号、３．世帯区分、４．住所コード、５．番地カナ、６．方書カナ、７．住所カナ、８．住所漢字、９．番地漢字、１０．方書漢字、１１．住所仮換地コード、１２．住所仮換地漢字、１３．郵便番号、１４．世帯主宛名番号、１５．世帯主名カナ、１６．世帯主名英漢区分、１７．世帯主名漢字、１８．世帯主併記漢字氏名、１９．主なし世帯サイン、２０．事実上の世帯主宛名番号、２１．個人数、２２．施設サイン、２３．納組コード、２４．小学区コード、２５．中学区コード、２６．投票区コード、２７．支所コード、２８．行政区コード、２９．行政区加入サイン、３０．紙票参照サイン、３１．宛名番号、３２．住民区分、３３．世帯員番号、３４．順位、３５．氏名連携区分、３６．氏名英漢区分、３７．氏名、３８．通称、３９．通称記載年月日、４０．通称記載市町村名、４１．通称削除年月日、４２．通称削除市町村名、４３．カタカナ表記氏名、４４．旧氏、４５．生年月日、４６．性別、４７．続柄、４８．住民となった事由、４９．住民となった日、５０．住民届出日、５１．国籍取得事由、５２．国籍取得日、５３．国籍取得届出日、５４．住み始めた事由、５５．住み始めた日、５６．住み始めた届出日、５７．住定事由、５８．住定日、５９．住定届出事由、６０．住定届出日、６１．本籍ＪＩＳコード、６２．本籍、６３．筆頭者、６４．国籍・地域、６５．在留区分、６６．在留資格、６７．在留期間等、６８．在留期間満了日、６９．在留カード番号、７０．前住所ＪＩＳコード、７１．前住所、７２．前住所郵便番号、７３．前住所主名、７４．転入前住所ＪＩＳコード、７５．転入前住所、７６．転入前住所郵便番号、７７．転入前主名、７８．転出先住所ＪＩＳコード、７９．転出先住所、８０．転出先住所郵便番号、８１．転出先主名、８２．転出予定日、８３．転出届出日、８４．転出確定日、８５．転入通知日、８６．備考日付、８７．備考、８８．消除日、８９．消除異動日、９０．消除事由、９１．住民票作成日、９２．改製除票数、９３．振替前宛名番号、９４．再転入前宛名番号、９５．不備住民票サイン、９６．特例転入サイン、９７．特例転出サイン、９８．原票管理場所、９９．入管法届出未済サイン、１００．入管法届出日、１０１．本人確認方法、１０２．最終更新日、１０３．最終更新場所、１０４．異動年月日、１０５．届出年月日、１０６．異動事由、１０７．異動区分、１０８．更新場所、１０９．発行制限理由、１１０．発行制限日、１１１．発行制限解除日、１１２．発行制限理由、１１３．発行制限日、１１４．発行制限解除日、、１１５．要支援区分、１１６．支援開始日、１１７．支援終了予定日、１１８．支援終了日、１１９．支援開始理由、１２０．支援終了理由、１３０．支援申出者、１３１．支援申請備考、１３２．発行制限日、１３３．発行制限解除日、１３４．住民票コード、１３５．住民票コード登録事由、１３６．住民票コード登録年月日、１３７．住民票コード消除事由、１３８．住民票コード消除年月日、１３９．住民票コード通知日、１４０．カード運用状況、１４１．カード有効期限、１４２．カード回収日、１４３．利用者証明用シリアル番号、１４４．利用者証明用シリアル番号登録日、１４５．カード送付先住所、１４６．カード送付先郵便番号、１４７．カード送付先氏名、１４８．カード交付場所住所、１４９．カード交付場所郵便番号、１５０．カード交付場所電話番号、１５１．カード交付場所名、１５２．カード送付場所住所、１５３．カード送付場所郵便番号、１５４．カード送付場所電話番号、１５５．カード送付場所名、１５６．個人番号、１５７．個人番号登録日、１５８．個人番号登録事由、１５９．個人番号消除日、１６０．個人番号消除事由

【２．本人確認情報ファイル】

１．住民票コード、２．漢字氏名、３．外字数（氏名）、４．ふりがな氏名　、５．清音化かな氏名、６．生年月日、７．性別、８．市町村コード、９．大字・字コード、１０．郵便番号、１１．住所、１２．外字数（住所）、１３．個人番号、１４．住民となった日、１５．住所を定めた日、１６．届出の年月日、１７．市町村コード（転入前）、１８．転入前住所、１９．外字数（転入前住所）、２０．続柄、２１．異動事由、２２．異動年月日、２３．異動事由詳細、２４．旧住民票コード、２５．住民票コード使用年月日、２６．依頼管理番号、２７．操作者ＩＤ、２８．操作端末ＩＤ、２９．更新順番号、３０．異常時更新順番号、３１．更新禁止フラグ、３２．予定者フラグ、３３．排他フラグ、３４．外字フラグ、３５．レコード状況フラグ、３６．タイムスタンプ

【３．送付先情報ファイル】

１．送付先管理番号、２．送付先郵便番号、３．送付先住所　漢字項目長、４．送付先住所　漢字、５．送付先住所　漢字　外字数、６．送付先氏名　漢字項目長、７．送付先氏名　漢字、８．送付先氏名　漢字　外字数、９．市町村コード、１０．市町村名　項目長、１１．市町村名、１２．市町村郵便番号、１３．市町村住所　項目長、１４．市町村住所、１５．市町村住所　外字数、１６．市町村電話番号、１７．交付場所名　項目長、１８．交付場所名、１９．交付場所名　外字数、２０．交付場所郵便番号、２１．交付場所住所　項目長、２２．交付場所住所、２３．交付場所住所　外字数、２４．交付場所電話番号、２５．カード送付場所名　項目長、２６．カード送付場所名、２７．カード送付場所名　外字数、２８．カード送付場所郵便番号、２９．カード送付場所住所　項目長、３０．カード送付場所住所、３１．カード送付場所住所　外字数、３２．カード送付場所電話番号、３３．対象となる人数、３４．処理年月日、３５．操作者ＩＤ、３６．操作端末ＩＤ、３７．印刷区分、３８．住民票コード、３９．氏名　漢字項目長、４０．氏名　漢字、４１．氏名　漢字　外字数、４２．氏名　かな項目長、４３．氏名　かな、４４．郵便番号、４５．住所　項目長、４６．住所、４７．住所　外字数、４８．生年月日、４９．性別、５０．個人番号、５１．第３０条の４５に規定する区分、５２．在留期間の満了の日、５３．代替文字変換結果、５４．代替文字氏名　項目長、５５．代替文字氏名、５６．代替文字住所　項目長、５７．代替文字住所、５８．代替文字氏名位置情報、５９．代替文字住所位置情報、６０．外字フラグ、６１．外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 住民基本台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民異動届受付時の本人確認を徹底しており，届出内容を確認した事項を記録している。 住民異動届は記載様式を用意しており，必要項目のみ記載できるようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民記録システムからは，事務に必要なファイルにのみアクセスし，必要のない情報にアクセスしないよう制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより，操作者の認証を行う。	
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は，ログオフする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供先の限定 情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する 必要に応じて，当市が委託先の視察・監査を行うことができる 再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務づけている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住民基本台帳法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について，本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理し，特定個人情報の提供を行う。
その他の措置の内容		サーバ室等への入室及び本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し，情報の持ち出しを制限する。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 指定した端末，アクセスルートでのみ提供・移転できる制御を行っている。 予め定められた方法でのみ情報の提供・移転を行う。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システムにより，指定された条件に基づき得られた情報を提供できる制御を行っている。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 情報の移転を行う相手先について，システムでの接続制御を行っている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により，情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し，中間サーバーにも格納して，情報提供機能により，照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により，情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には，情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し，照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで，特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し，特定個人情報の提供を行う際に，送信内容を改めて確認し，提供を行うことで，センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では，ログイン時の職員認証の他に，ログイン・ログアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため，不適切な接続端末の操作や，不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 適宜バックアップを行っている。 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	土浦市情報セキュリティポリシーに基づき，権限や責任等，職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。また，情報漏えい等の報道等を活用して危機管理意識を啓発する。 委託事業者に対しては，秘密保持契約を締結し，その中で個人情報保護に関する研修を義務づけている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策
＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため，既存住基システムへの情報の登録の際に，届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い，対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを，システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため，本人確認情報の検索を行う際の検索条件として，少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ，氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており，また，既存住基システムと市町村CS間では，法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお，市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより，操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は，ログオフする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他，特定個人情報の使用にあたり，以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して，長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・CS端末のディスプレイを，来庁者から見えない位置に設置する	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供先の限定 情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する 必要に応じて，当市が委託先の視察・監査を行うことができる 再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務づけている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住民基本台帳法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について，本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理し，特定個人情報の提供を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため，認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また，媒体へ出力する必要がある場合には，逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上，照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 　また，本人確認情報に変更が生じた際には，市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば，現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や，転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため，認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 適宜バックアップを行っている。 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	土浦市情報セキュリティポリシーに基づき，権限や責任等，職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。また，情報漏えい等の報道等を活用して危機管理意識を啓発する。 委託事業者に対しては，秘密保持契約を締結し，その中で個人情報保護に関する研修を義務づけている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
3．送付先情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情の入手元は既存住基システムに限定されるため，既存住基システムへの情報の登録の際に，届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い，対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを，システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため，本人確認情報の検索を行う際の検索条件として，少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ，氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており，また，既存住基システムと市町村CS間では，法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお，市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させない。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	［　行っている　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ユーザーID・パスワードにより，操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は，ログオフする。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他，特定個人情報の使用にあたり，以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して，長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・CS端末のディスプレイを，来庁者から見えない位置に設置する	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供先の限定 情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する 必要に応じて，当市が委託先の視察・監査を行うことができる 再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも委託と同等以上の措置を義務づけている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について，本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し，マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容		「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し，情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には，原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か		[　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため，認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また，媒体へ出力する必要がある場合には，逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上，照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 　また，本人確認情報に変更が生じた際には，市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば，現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や，転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため，認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 適宜バックアップを行っている。 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 ：本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は，送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており，システム上，連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。 また，媒体を用いて連携する場合，当該媒体は連携後，連携先である機構において適切に管理され，市町村では保管しない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ：システム上，保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	

8. 監査		
実施の有無		[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	土浦市情報セキュリティポリシーに基づき，権限や責任等，職員の情報セキュリティに関する研修を実施する。また，情報漏えい等の報道等を活用して危機管理意識を啓発する。 委託事業者に対しては，秘密保持契約を締結し，その中で個人情報保護に関する研修を義務づけている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策		

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	土浦市　総務部　総務課 茨城県土浦市大和町９－１ 029-826-1111
②請求方法	土浦市個人情報保護条例に基づき，開示・訂正・利用停止の請求等を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	土浦市　市民生活部 市民課 茨城県土浦市大和町９－１ 029-826-1111
②対応方法	問合せについては，窓口や電話で受付を行い，対応記録を残す。 必要に応じて，庁内横断的な連絡を行う。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月12日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	茨城県土浦市下高津１－２０－３５	茨城県土浦市大和町９－１	事後	請求先住所の変更によるもので重要な変更に当たらない
平成27年9月24日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	茨城県土浦市下高津１－２０－３５	茨城県土浦市大和町９－１	事後	連絡先住所の変更によるもので重要な変更に当たらない
平成27年9月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　使用部署	市民課，中央出張所，上大津支所	市民課，上大津支所	事後	出張所の廃止によるもので重要な変更に当たらない
平成27年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　使用するシステム		システム6　コンビニ交付システム	事前	システムの追加によるもので重要な変更に当たらない
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	市民課長　根本　陽一	市民課長　嵯峨　優子	事後	所属長の変更によるもので重要な変更に当たらない
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	市民課長　嵯峨　優子	市民課長　松本　陽子	事後	所属長の変更によるもので重要な変更に当たらない
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	市民課長　松本　陽子	市民課長　佐野　善則	事前	表記の変更によるもので重要な変更に当たらない
令和1年6月30日	評価実施機関における担当部署	市民課長　佐野　善則	市民課長	事前	表記の変更によるもので重要な変更に当たらない
令和4年2月15日	Ⅰ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	システム5　証明書自動交付システム，システム6　コンビニ交付システム	システム5　コンビニ交付システム	事後	システムの廃止によるもので重要な変更に当たらない
令和5年1月31日	Ⅰ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	〔○〕その他（在留カード等発行システム）	〔○〕その他（在留カード等発行システム，申請管理システム）	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年1月31日	Ⅰ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	3．個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際に，あわせて個人	3．個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：個人番号カードの交付を受けている者等の転	事前	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅰ基本情報　2　特定個人情報をファイルを取り扱う事務に		サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年1月31日	Ⅰ基本情報　2　特定個人情報をファイルを取り扱う事務に		1．住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンライン	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年1月31日	Ⅰ基本情報　2　特定個人情報をファイルを取り扱う事務に		〔○〕その他（申請管理システム）	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年1月31日	Ⅰ基本情報　2　特定個人情報をファイルを取り扱う事務に		申請管理システム	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年1月31日	Ⅰ基本情報　2　特定個人情報をファイルを取り扱う事務に		1．申請データの取り込み機能 連携サーバから申請データを取り込む機能	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年1月31日	Ⅰ基本情報　2　特定個人情報をファイルを取り扱う事務に		〔○〕既存住民基本台帳システム 〔○〕その他（サービス検索・電子申請機能）	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年1月31日	Ⅰ基本情報　5　情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号　別表第2（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，21，23，27，	番号法第19条第8号　別表第二（第1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，27，30，31，34，	事後	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3　特定個人情報の入	〔○〕その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	〔○〕その他（住民基本台帳ネットワークシステム，サービス検索・電子申請機能）	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3　特定個人情報の入	（1）通知カード，個人番号カード等により，正確な本人確認を行う【上記Ⅰ、Ⅱ】	（1）個人番号カード，個人番号通知書等により，正確な本人確認を行う【上記Ⅰ、Ⅱ】	事後	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2　基本情報　③　対象	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき，通知カードを個人番号の付番対象者全員に送	番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基	事後	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2　基本情報　④　記録	［○］その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）	［○］その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報）	事後	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2　基本情報　④　記録	・個人番号，4情報，その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として，法令	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令	事後	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3　特定個人情報の入	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷，送付並びに個人番号カードの	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する	事後	法令改正に伴う変更

令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3　特定個人情報の入	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し，通知カード及び交付申請書等	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申	事後	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5　特定個人情報の提	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する	事後	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5　特定個人情報の提	市町村からの法令に基づく委任を受け，通知カード及び交付申請書を印刷し，送付する。	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する	事後	法令改正に伴う変更
令和5年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5　特定個人情報の提	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に，番号法施行日時点における住民の送	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供す	事後	法令改正に伴う変更